

日本学生支援機構奨学金

採用時説明資料

【2024年12月採用】

配布物の確認

1. 奨学生証(給付・貸与)

2. 返還誓約書(貸与)

※「奨学生証」と「返還誓約書」の氏名を確認してください。

3. 給付奨学金 支給中の全体の流れ

4. 貸与奨学生のしおり(ダイジェスト版)

5. 保証依頼書(機関保証制度選択者のみ)

6. スカラネット・パーソナル 登録・利用方法

説明会の流れ

- 奨学生としての心構え
- 知ってほしいこと
- 返還誓約書の作成と提出について
- 適格認定(学業)について

奨学生としての心構え

奨学生としての心構え（給付・貸与共通）

1. 奨学金制度について、十分理解してください。
2. 学校から奨学金の説明を受け、
手続きなど、大学の指示を守ってください。
3. 奨学生としての自覚と責任を持って、
勉学に励んでください。

知ってほしいこと

知ってほしいこと

1. 貸与奨学金制度

- (1) 日本学生支援機構の貸与奨学金は、
借りますものです。
- (2) 奨学金を借りますのも、返すのも
皆さん自身です。
- (3) 借り過ぎに注意してください。

知ってほしいこと

2. 奨学金の説明会（貸与奨学金）

奨学金に関する説明会には必ず出席してください。

■ 継続(適格認定)説明会 年1回

毎年12月～1月頃

■ 返還説明会 貸与終了前に1回

卒業年度の10月～12月頃

開催日時等の連絡に注意してください。

知ってほしいこと

3.採用後の手続きについて（給付奨学金）

■ 在籍報告（毎年4月と10月）

期限までに報告がなく、在籍が確認できない場合は、給付奨学金の振込みが止まります。

■ 適格認定（家計・毎年10月）

奨学生本人と生計維持者(父母等)の収入状況に応じた支援区分の見直しを行い10月以降の1年間の支援区分を決定します。

■ 適格認定（学業・毎年学年末）

学業成績等を総合的に審査し、給付奨学金の継続の可否等を判断します。

結果によっては、給付奨学金の支給が廃止や停止となることがあります。

また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。

知ってほしいこと

4. 連絡が必要なとき

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。

※手続きを行う場合は、提出期限があります。

給付・貸与 共通	給付奨学金	貸与奨学金
<input type="checkbox"/> 改氏名	<input type="checkbox"/> 他の国費受給	<input type="checkbox"/> 貸与月額の変更
<input type="checkbox"/> 退学	<input type="checkbox"/> 停止(奨学生による申出)	<input type="checkbox"/> 利率の算定方法の変更(第二種のみ)
<input type="checkbox"/> 休学・復学	<input type="checkbox"/> 通学形態の変更(自宅通学・自宅外通学)	<input type="checkbox"/> 返還方式の変更(第一種のみ)
<input type="checkbox"/> 留学		<input type="checkbox"/> 連帯保証人・保証人の変更
<input type="checkbox"/> 振込口座の変更		<input type="checkbox"/> 機関保証制度への変更
<input type="checkbox"/> 転学・編入学		
<input type="checkbox"/> 転学部(科)		

知ってほしいこと

5. スカラネット・パーソナル(給付・貸与共通)

奨学金情報を確認したり、各種届出などの手続きができます。

給付奨学金の「在籍報告」の提出もスカラネット・パーソナルから手続きします。
できるだけ早めに登録をお願いします。

■ 新規登録に必要な情報

①奨学生番号

②生年月日(月日のみ)

③氏名(全角カナ)

④奨学金振込口座

ゆうちょ銀行以外
ゆうちょ銀行

口座番号の下4桁・支店番号
先頭の5桁・末尾8桁の下4桁

返還誓約書の作成と提出について

返還誓約書の作成と提出について

1. 「返還誓約書」について (貸与奨学金)

あなたと日本学生支援機構との間の
奨学金の貸し借りを確認する契約書です。

「返還誓約書」に不備がある場合
提出期限までに提出しない場合

奨学金の振込みは、止まります！

「返還誓約書」を提出しない場合、奨学金を借りることはできません。
採用が取り消され、全額一括返金となります。

返還誓約書の作成と提出について

2. 返還誓約書の記入例(機関保証) 「貸与奨学生のしおり(ダ イジ イト版p.4~p.5)」

① 【第一種機関保証】 返還誓約書

② 令和 33 年 4 月 1 日

③ ¥ 2 4 4 8 0 0 0

④ あなた(奨学生本人)の署名

⑤ 返還方法の選択
※所得連動返還方式選択者は不要

⑥

⑦ 本人以外の連絡先人の署名

⑧

⑨

【記入上の注意】

- 黒または青のボールペンで、各自自署名・記入してください。同一筆跡は不備になります。
- 記入を誤った場合は、二重線で削除し、直近の余白に正しく署名・記入してください。※訂正方法の詳細は、p.11を参照してください。

【添付書類】

必要な書類が印字されています。提出の際は、返還誓約書と添付書類を一緒に提出してください。

返還誓約書の作成と提出について

3.添付書類について(機関保証) 「貸与奨学生のしおり(ダ イジ ェスト版p8～p.9)」

「保証依頼書(兼保証委託契約書)・保証料支払依頼書(機構・協会用)

機関保証の方は、全員提出してください。

添付書類は、返還誓約書ごとに提出が必要です。

記入方法は、p.9の記入例を参照してください。

記入上の注意事項

- ④の申込日と依頼日は、返還誓約書に印字された日付を記入してください。
- 奨学生番号は、返還誓約書の記載された番号を記入してください。
※第一種と第二種は奨学生番号がそれぞれ違いますので、併用貸与の方は、同じ奨学生番号を記入しないように気を付けてください。

返還誓約書の作成と提出について

4. 返還誓約書の記入例(人的保証) 「貸与奨学生のしおり(ダ イジ イスト版p.6～p.7)」

【記入上の注意】

- 黒または青のボールペンで、各自、自署名・記入してください。
同一筆跡は不備になります。
- 連帯保証人・保証人は実印で押印が必要です。印鑑登録証明書と照合しますので、鮮明に押印してください。
- 記入を誤った場合は、p.11の訂正方法を参照してください。
正しい方法で訂正されていない場合は、不備となりますので、気をつけてください。

【添付書類】

必要な書類が印字されています。提出の際は、返還誓約書と添付書類を一緒に提出してください。

返還誓約書の作成と提出について

5. 添付書類について(人的保証) 「貸与奨学生のしおり(ダ イジ ェスト版p.8)」

- ① 連帯保証人の「印鑑登録証明書」(コピー不可)
- ② 連帯保証人の「収入に関する証明書」(コピー可)
- ③ 保証人の「印鑑登録証明書」(コピー不可)

証明書類は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

添付書類は、返還誓約書ごとに提出が必要です。

【該当者のみ】「貸与奨学生のしおり(ダ イジ ェスト版p.10)」

連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合等は、「返還保証書」と資産等に関する証明書類を提出してください。

返還誓約書の作成と提出について

6. 記入上の注意

【署名・記入について】

- ・黒または青のボールペンで記入すること（消せるボールペンは使用不可）
- ・他の者と同一筆跡は認められません。必ず、それぞれが自署してください。
- ・書き誤った部分に紙を貼ったり、修正液等の使用、なぞり書き（重ね書き）は認められません。

【押印について】（人的保証）

- ・実印で鮮明に押印してください。（連帯保証人・保証人）

【訂正方法】「貸与奨学生のしおり(ダ イジ 1st版p.11～p.12)」

- ・訂正方法がよくわからない場合は、学生支援室で確認してください。
- ・返還誓約書記載事項訂正届が必要な場合があります。

返還誓約書の作成と提出について

7.返還誓約書の提出期限等

提出期限 **令和7年1月31日(金)まで**

提出先 学生支援室

奨学金窓口受付時間【平日のみ】

9:00～13:00 / 14:00～17:00

※13:00～14:00の間は、奨学金の受付はできませんので注意してください。

適格認定(学業)について

適格認定(学業)について

1. 給付奨学生の適格認定(学業)

対象者:全奨学生 実施時期:学年末 標準単位数
1年次:31単位 2年次:62単位 3年次:93単位

認定区分	適格基準
① 廃止	以下のいずれかに該当する場合、「廃止」(打ち切り)となります。 1. 学業成績不振により、修業年限で卒業できないことが確定した場合 2. 修得単位数の合計が標準単位数の5割以下である場合 3. 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低い状況である場合 4. 連続して「警告」に該当した場合(ただし、②に該当する場合を除く) ※学業成績が著しく不良で、やむを得ない事由がない場合は、「廃止(返還必要)」と認定され、併せて支給済の給付奨学金の返還を求めます。
② 停止	以下に該当する場合、「停止」(中断)となります。 2回連続して「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」の理由が「GPA等が下位4分の1」のみの場合(ただし、3回連続で「警告」となった場合を除く。)
③ 警告	以下のいずれかに該当する場合、「警告」となります。 1. 修得単位数の合計数が標準単位の6割以下である場合 2. GPAが学部における下位4分の1の場合 3. 出席率が8割以下など、学修意欲が低い状況である場合
④ 継続	「廃止」、「停止」、「警告」以外の者

適格認定(学業)について

2. 給付奨学生の適格認定(学業) の処置内容

認定区分	処置内容(どうなるか)
① 廃止	<p>【4月以降の給付奨学金の取扱い】 給付奨学生の資格を失います。 【4月以降の奨学金の振込み】 振り込まれません。 【授業料減免】 4月から適用されません。</p> <p>廃止(返還必要)の判定(返還が必要になる場合)学年の始期に遡って、給付奨学金と減免された授業料の返還が求められます。</p>
② 停止	<p>【4月以降の給付奨学金の取扱い】 給付奨学金の支給が中断されます。 【4月以降の奨学金の振込み】 振り込まれません。 【授業料減免】 4月から適用されません。(中断)</p>
③ 警告	<p>【4月以降の給付奨学金の取扱い】 給付奨学金の支給は継続します。 学業成績が回復しない場合は、「廃止」または「停止」となることがあります。 【4月以降の奨学金の振込み】 振り込まれます。 【授業料減免】 適用されます。</p>
④ 継続	<p>【4月以降の給付奨学金の取扱い】 給付奨学金の支給は継続します。 【4月以降の振込み】 振り込まれます。 【授業料減免】 適用されます。</p>

適格認定(学業)について

3. 貸与奨学生の適格認定(学業)

■ 対象者:全奨学生

■ 継続説明会:12月~1月

■ 貸与奨学金継続願の提出(入力)

未提出(入力)の場合は、「廃止」となります。

■ 人物、学業、経済状況の3つの要素で継続の可否を判断します。

警告:学修意欲が低い状況にあると認められること

廃止:修業年限で卒業できないことが確定したこと

適格認定(学業)について

4. 貸与奨学生の適格認定(学業) の処置内容

認定区分	適格基準	4月以降の貸与奨学金の振込み
廃止	貸与奨学金の交付を取りやめます。 (奨学生の資格を失います。)	振り込まれません。
警告	貸与奨学金の交付は継続します。 学業成績が回復しない場合は、「廃止」または「停止」となることがあります。	振り込まれます。
継続	貸与奨学金の交付を継続します。	

奨学金に関する相談やお問合せ
学生支援室 093-671-8915